

1. 今事務年度のモニタリングについて

○ 30 事務年度は大手銀行グループに対し、統一的目線を持ち、切れ目のないモニタリングを実施してきた。フィードバックでは、実質・未来・全体の視点に立ち、年間のモニタリングを通じた当庁の問題意識について、経営トップの皆様と議論したい。本席では、当庁の問題意識の全体感を予め述べたい。

○ 主要行等を取り巻く環境を見渡せば、足下の財務の健全性は維持されているものの、超低金利環境の継続と国内資金需要の低下を背景に、

- ① 海外業務（含む外貨資産運用）やグループ連携業務を推進しながら収益を確保・拡大する動きが見られるほか、
- ② 金融サービスニーズや競争環境変化・IT 技術の進展を踏まえ、店舗改革やデジタルイノベーション戦略に代表される、経営インフラの刷新・非金融業との協業の動きが見られる。

その結果、主要行等が抱えるリスクは多様化・複雑化していると考えている。

○ こうした中、本事務年度のモニタリングでは、各グループにおいて、G-SIB/D-SIB であることも踏まえた最重要課題や、持続的な健全性確保に向けた課題や高度化が期待される分野が認められた。これら課題等に共通する要因としては、リスクが多様化・複雑化しているにも関わらず、

- ・ フロント部署においてリスクテイクに対する責任感が不足している（1線のリスクオーナーシップの欠如）
- ・ リスク管理部署が新リスク領域やグローバルなリスクの拡大に対応できておらず、専門性も不足している（2線のフロントへのフォワードルッキングな牽制機能の欠如）
- ・ 内部監査部署の指摘が表面的で発見事象の背景や原因の掘り下げが十分に行われておらず、経営戦略・業務運営の改善に十分つながっていない（3線による経営に資するフォワードルッキングな提言の欠如）

などが考えられる。

- これら共通要因の背景として、低収益が続く中で収益確保・拡大を第一に考える余地、各グループにおいて、
 - ・ 経営資源投入(含む IT 戦略投資)・人材育成にあたりフロント部署を優先し、リスク管理部署や内部監査部署を劣後、させており、
 - ・ 結果として、適材適所の人員配置となっていない、などが考えられる。

- 経営陣においては、内外の事業環境変化によるリスク変化や新たな業務・運用に伴うリスクを遅滞なく確りと認識し、こうしたリスク認識に照らして自社のリスクオーナーシップ、リスク管理態勢、内部監査態勢の整備に遅滞・不全等が生じてないか定期的に検証する必要がある。さらに検証結果を踏まえ、必要に応じ、短期及び中長期の両面において（人材や IT をはじめとする）経営資源配分を見直す必要がある。

2. クレジットサイクルの転換を見据えた対応について

- 足元の経済・市場環境を見れば、通商問題や欧州情勢の先行きなど、不確実性が高まっていると認識している。申し上げたように、主要行等においては、外貨資産運用を含めて海外業務を拡大していると承知しているが、特に、
 - ・ 資産の規模拡大に一定の制約がある中で、資産回転型ビジネスや、
 - ・ レバレッジドローンなどの非投資適格企業向け融資や、LB0 ファイナンスなど、従来よりもリスクの度合いが高い取引、
 - ・ 航空機リースファイナンスなどの成長分野、また、有価証券運用においても、
 - ・ 国際的にも注目されている、CLO投資の拡大に加えて、
 - ・ バンクローンファンドへの投資や、
 - ・ 一部では、所謂ミドルマーケットローンへの投資（ダイレクトレンディング）を行うなど、海外の経済・市場動向の影響を受けやすくなっている。

- こうした先行きの不確実性の高まりを踏まえ、当庁としては、次事務年度も、引き続き、リスクテイクに見合ったリスク管理態勢の整備に向けて対話を重ねていきたいと考えている。
- また、外貨建バランスシートが大幅に拡大している現状を踏まえ、外貨調達環境が、ストレス時には必ずしも過去の経験どおりにならないとの前提に立つ必要がある。特に、収益の維持・拡大を図るため、今後も外貨資産の積み上げを計画している場合、外貨調達構造の安定化に努める必要はある。もっとも、中長期調達手段の拡充や、粘着性預金の獲得には限界があると考えており、外貨資産を、外貨調達の安定性に見合った規模にコントロールしていく必要がある。調達の安定性に見合った外貨資産のコントロール策や、外貨流動性リスク管理の高度化に向けて、引き続き対話を重ねていきたいと考えている。
- なお、当庁では、レバレッジドローンやCLO投資が金融システムへ与える影響を、海外当局と連携して分析している。分析結果から得られる知見を皆様とも共有し、健全性の確保に向けて対話を重ねていきたいと考えている。

3. 顧客の不測の事態に配慮した対応について

- 金融機関のお客様に不測の事態が生じ、入院費や葬儀費用などの支払いが急遽必要になった場合の預金の払出しなどの対応については、昨年末の意見交換会で、お客様の事情に配慮した真摯かつ柔軟な対応ができるよう、手続きの策定や職員への周知をお願いしたところ。
- お客様が死亡した場合については、相続法の改正により、7月から、「預貯金の仮払いの制度」が始まり、法定相続人は、相続開始時の預貯金債権額の3分の1に共同相続人の法定相続分を乗じた額を、150万円を上限として単独で払い戻すことができるようになる。
- 各金融機関においては、仮払い制度への対応も含め、現場の職員がお客様の不測の事態に対し、適切かつ柔軟に対応できるよう、改めてお願いします。

(以 上)